

勤怠・給与・人事管理システム導入業務委託プロポーザル実施要領

※本公募は令和7年度予算成立後、速やかに事業を開始できるよう、予算成立前の準備行為として手続きを行うものであり、予算が成立しない場合、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 目的

本業務は、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）職員の勤怠・給与・人事に関する諸手続きや管理方法を紙媒体からシステム化することで、事務の効率化及び適正な勤怠・給与・人事管理を図るため、勤怠・給与・人事管理システム（以下「システム」という。）を導入するものである。

なお、委託先選定にあたっては、本業務を効率的かつ効果的に実施するため、また、仕様書に表すことのできない付加価値を判断する必要があるため、公募型プロポーザル方式を採用し、委託業者の候補者を選定するものとする。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

勤怠・給与・人事管理システム導入業務委託

(2) 委託内容

別紙「勤怠・給与・人事管理システム導入業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

ただし、契約時における仕様書については、受託候補者として選定された者の企画提案内容を踏まえ、仕様の詳細を変更することがある。

(3) 業務期間

① システム構築

契約締結日から令和7年12月31日まで

② 運用及び保守業務

令和8年1月1日から令和12年12月31日まで

※事業団会計規則第75条により5年間の長期継続契約として締結予定

(4) 契約に係る委託費の上限額

86,900,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、企画提案書の提出日時点において、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

なお、協力会社の参加を認めるが、協力会社として今回の業務委託に関し、複数の企画に参加することはできないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

- (2) 岩手県の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続き開始の申し立てを行った者又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てを行った者。ただし、事業団が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団でないこと。
- (5) 本プロポーザルへの参加者が、契約締結までの間に前各号の参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。
- (6) 過去に、国（独立行政法人を含む。）、地方公共団体又は社会福祉法人が発注した同様なシステムの受託実績を有すること。
- (7) 受託前後問わず、事業団との連絡調整が緊密にできること。
- (8) 協力会社がある場合、協力会社は上記（1）から（7）までの全ての要件を満たしていること。

4 スケジュール

(1) 選定

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| ① 公告・参加申請書受付開始 | 令和 7 年 1 月 30 日（木） |
| ② 質問受付最終期限 | 令和 7 年 2 月 25 日（火）正午まで |
| ③ 参加申請書・企画提案書等提出締切 | 令和 7 年 3 月 7 日（金）午後 5 時まで |
| ④ 一次審査結果通知 | 令和 7 年 3 月 17 日（月） |
| ⑤ 二次審査（プレゼンテーション審査） | 令和 7 年 3 月 27 日（木） |
| ⑥ 審査結果通知（受託候補者の決定） | 令和 7 年 4 月 4 日（金） |

(2) 委託スケジュール（予定）

- | | |
|------------------|---|
| ① システム導入（構築）準備期間 | 契約締結日から
令和 7 年 12 月 31 日（水）まで |
| ② 保守業務履行期間 | 令和 8 年 1 月 1 日（木）から
令和 12 年 12 月 31 日（火）まで |

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は以下のとおりとする。

(1) 提出方法

11 に記載の事務局宛に、質問書（様式第 3 号）を電子メールの送信により送付すること。
この場合において、件名は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。
また、電子メール送信後に電話にて電子メール到着の確認をすること。

(2) 質問期間及び回答方法

① 質問期間

令和 7 年 1 月 30 日（木）から令和 7 年 2 月 25 日（火）正午まで

② 回答方法

質問内容及び回答については、随時ホームページ上に掲載する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 参加申請書（様式第1号）

② 会社概要書（様式自由、パンフレットで代用可）

※協力会社がある場合は協力会社も併せて提出

③ 財務諸表

直近2か年度分について、貸借対照表、損益計算書を提出すること。

④ 企画提案書（任意様式）

企画提案書はA4横書きで次のとおり作成すること。

a 仕様書の業務内容について、具体的な提案を行うこと。

b 提案趣旨やアピールポイント

c システム間の連動内容

d 利用者及び管理者のシステム操作方法や画面遷移など、わかりやすく図示すること。

e セキュリティ体制

f 緊急時のサポート体制

g 契約締結からシステム構築、運用までのスケジュール

⑤ 勤怠・給与・人事管理システム導入業務構築機能要求書

⑥ 類似業務履行実績書（様式第2号）

⑦ 見積書（任意様式）

本業務の一式について見積りを提出すること。

構築業務費用、及び運用開始日から令和12年12月31日までのランニングコストのそれぞれの内訳がわかる見積書も提出すること。（消費税及び地方消費税を加算すること。）

(2) 提出方法等

① 受付期間：令和7年1月30日（木）から令和7年3月7日（金）午後5時まで

② 提出場所：11に同じ

③ 提出方法：持参又は郵送

※郵送の場合は、受付期間内に必着させるとともに、書留等配達記録が残る方法を利用するものに限る。

④ 提出部数：10部（内1部は綴じないこと。）

7 審査

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとして、二段階審査方式で実施する。

(1) 一次審査（書面審査）

参加申込書・企画提案書等提出締切後に参加資格を確認する。参加資格要件及び提案書類（見積書を含む）を審査し5者を上限に一次審査通過者を選定する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査通過者による、提案書に基づくプレゼンテーション及びデモンストレーションを実施し、業務の委託候補者を選定する。

① 実施予定日

令和7年3月27日（木）1者あたり60分間

プレゼンテーションに関する詳細については、一次審査結果とともに、通過者に文書及び電子メールで通知する。

② 実施場所

岩手県盛岡市高松三丁目7-33

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団事務局

③ 参加者及び発表者

参加者は発表者を含めて3名以内とする。

④ 実施方法

参加者によるプレゼンテーション及び審査委員によるヒアリングの所要時間は、1参加者あたり60分間（プレゼンテーション等40分以内、質疑応答約20分以内）の予定とし、いずれも提案者以外の事業者には非公開とする。

※プレゼンテーション及びデモンストレーションの時間配分は参加者の任意とする。

⑤ 審査結果

審査結果は、参加者に対して文書及び電子メールにより通知する。なお、審査委員は非公表とし、審査に関する質問や異議は一切受け付けないものとする。

(3) 受託候補者の決定方法

① 上記(2)の審査結果をもとに審査委員会において優先交渉権者を選定する。

② 参加者が1者であった場合でも、本プロポーザルは成立する。

8 提案の無効

参加者が、次の各号のいずれかに該当した場合、当該参加者が行った提案を無効とする。

(1) 本プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下「提出書類」という。）について、要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由無く守らなかったとき。

(2) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。

(3) 3に記した「参加資格要件」に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(4) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

9 契約の締結

(1) 優先交渉権として選定された者と契約締結を行う。詳細な契約内容については、提案内容を踏まえてその交渉時において仕様書の変更調整を行い決定する。よって、当初仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。

(2) 優先交渉権者との交渉が不調となったときは、次点者と契約締結の交渉を行うものとする。

10 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 参加者は提出書類の作成のため事業団から受領した資料等は、事業団の了承なく公表し、又は使用してはならない。
- (3) 事業団に提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用しない。
- (4) 事業団に提出された書類は返却しない。
- (5) 受託者は、本業務の全部を再委託してはならない。
- (6) 参加者は、参加申込書の提出をもって、この要領及び仕様書等の記載内容を承諾したものとみなす。

11 事務局

〒020-0114 岩手県盛岡市高松三丁目7-33

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団事務局

管理課 本明（ホンミョウ）

TEL：019-662-6851 FAX：019-662-8044

Email：honmyo@iwate-fukushi.or.jp